

令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特特定水産資源の漁獲可能量のうち、くろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がするめいかの採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
くろまぐろ (小型魚)	全ての漁業	中西部太平洋条約海域	漁獲量の総量	89.395 トン	4.705 トン (5%)を県の留保とする
くろまぐろ (大型魚)	全ての漁業	中西部太平洋条約海域	漁獲量の総量	66.600 トン	